

## 議会のうごき (2月15日～5月14日)

2月	18日・26日 議会運営委員会
	22日 職員給与等調査特別委員会
3月	2日・16日 全員協議会
	5日・16日 議会運営委員会
	12日・15日・16日・23日 第2回町議会定例会
	12日・17日・18日・19日 予算審査特別委員会
	12日・19日 総務産業常任委員会
4月	12日 厚生文教常任委員会
	16日 職員給与等調査特別委員会
	23日 広報広聴常任委員会
	7日・22日 広報広聴常任委員会
5月	16日 全員協議会
	16日 議会運営委員会
	26日 第3回町議会臨時会
5月	6日 広報広聴常任委員会

## 閉会中の委員会活動

6月定例会までの調査事項は次のとおりです

### 総務産業常任委員会

- ・ふるさと納税活性化事務の今後の取り組みについて
- ・町の観光情報発信の状況について
- ・他所管に関する事項について

### 厚生文教常任委員会

- ・小中学校におけるICT教育の進捗状況について
- ・他所管に関する事項について

### 広報広聴常任委員会

- ・議会広報紙の編集及び発行について
- ・その他議会の広報及び広聴に関する事項について

### 議会運営委員会

- ・議会の運営とその諸規定について
- ・議長の諮問に関する事項について

## 議会報告会と 町民との意見交換会は 8月以降開催します

例年5月に開催をしています議会報告会と町民との意見交換会は、令和2年度は新型コロナウイルス感染防止対策により中止となりましたが、令和3年度は開催を予定しています。開催の時期は、新型コロナウイルス感染状況等の推移を見極めるため、**8月以降**を予定しています。開催日時が決まり次第、お知らせ版等でご案内します。

## 臨時議会 DIGEST ダイジェスト

### 第3回臨時会【会期4月26日】

## 新型コロナウイルス 感染症対策事業に 予算追加

第3回臨時会では、専決処分の承認4件、条例の制定1件、補正予算1件、物品の取得2件の提案があり、全て原案のとおり承認・可決しました。

### ●専決処分の承認

- ・町税条例等の一部を改正する条例の制定
- ・過疎地域における固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定
- ・令和2年度一般会計補正予算（第16号）
- ・令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

### ●予防接種健康被害調査委員会条例の制定について

予防接種法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて、町長が実施する予防接種により発生した健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、清水町予防接種健康被害調査委員会を設置する条例の制定。

### ●令和3年度一般会計補正予算（第2号）

6万8千円を追加し、予算総額を80億7857万4千円とする。補正内容は、清水町予防接種健康被害調査委員会による経費の追加。

### ●物品の取得

- 【物品名】給食配送車
- 【契約金額】10,233,190円（指名競争入札）
- 【契約先】三菱ふそうトラック・バス株式会社
- 【物品名】除雪作業車両（除雪専用車7t）
- 【契約金額】42,380,000円（指名競争入札）
- 【契約先】東北海道いすゞ自動車株式会社

## 職員給与等調査 特別委員会レポート

令和2年9月23日から令和3年3月16日までの計7回の調査の経過を第2回定例会において中間報告しました。  
※内容は要約されています。報告書の全文はホームページでご覧になれます。

### 職員給与等 算定等の経過について

—調査に至る経緯—  
令和2年第6回議会定例会の中で、一部職員の初任給算定の疑義が判明した。質疑の中で、初任給算定の誤りに基づく該当職員への影響額について資料請求があり、会期中に精査するのは困難である旨の答弁を受け、初任給算定の誤りの事案については、決算審議から切り離して取り扱うこととなった。  
本会議終了後、全員協議会を開催して取り扱いを協議し、調査のための特別委員会を会期中に設置して調査すべきとの意見と、町の対応を聞いてから調査方法を検討すべきとの意見が6名ずつに分かれて結論が出ず、議会運営委員会において検討し、6人の委員で構成する職員給与等調査特別委員会を設置し調査する方向を確認した。

9月23日開催の本会議において、調査特別委員会の設置が発議され、可否同数による議長裁決により可決し、調査終了まで閉会中も調査する継続調査とした。

### —調査の経過—

委員会は町の担当者から資料の提出を求め、経過及び詳細内容の説明を受け、実態の把握や、問題点の指摘と原因の究明、町民への説明責任を果たすことを目的に調査を実施した。また、該当職員を採用時の総務課長経験者へ制度運用の認識の確認や、該当職員の交渉窓口になっている職員組合から経過等について意見を聴取するため、参考人として役員に出席を要請し、説明を受けた。

### —調査内容—

令和元年8月13日、職員Aの初任給決定方法に誤りがないかの疑義照会が総務課の担当職員にあ

り、基準学歴を高校卒とし、専門学校修学分2年間を前歴換算して高校卒初任給1級5号俸から2号俸上位の1級7号俸としており、その決定に誤りがないことを職員Aの上司にメールで回答した。

令和2年7月20日、職員Aから総務課宛に、「自身の学歴（専門学校2年卒）は、人事院規則9・8に定める『短大2卒』に該当すると思われる。当町の規則は人事院規則9・8に準じるため確認してほしい」との文書の提出があった。

確認の結果、本町職員6名が、本町規則において準じる人事院規則9・8とその運用（専修学校において年間授業時数が680時間以上で修業年限2年以上の専門課程の卒業者を「短大2卒」の区分とすることができ）に、該当すると判断した。

令和2年8月28日、町は、該当職員6名の初任給決定における基準学歴

区分を高校卒から短大卒に訂正し、給与の差額は、文書を受領した令和2年7月以降に係る分から支給することに決定した。

令和2年9月9日、町は7月分から訂正する差額は9月分の支払いで支給することに決定した。

令和2年9月18日、町は法令解釈の再精査をした結果、初任給俸の「訂正」について、運用に係る取り扱いを見直した。

人事院規則9・8の運用を次期の新規採用職員の初任給から適用し、該当職員6名の給与の令和2年7月分からの訂正については、「在職者調整」として整理するという判断を行った。

### —今後の方向性—

現時点で調査できることは概ね確認できたところであるが、今後の労使間の協議の推移を確認するため、調査終了とはせず、調査時点まで実態把握をした経過を中間報告することとし、今後は労使間協議を見極め、必要に応じて調査を進めることになっている。